

令和5年第2回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年2月7日(火)

午前10時00分開会

午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員13名)

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 中山 誠治

5 番 岡 真由美

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

9 番 是佐 恵美子

10 番 山田 政則

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

13 番 沖村 弓枝

14 番 河野 義刀

(推進委員 12名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 吉田 雅子

推進委員 清水 透

推進委員 掘田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 倉本 良夫

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事録署名委員

4 番 中山 誠治

5 番 岡 真由美

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 比良 大助

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 専門員 中原 貴志

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)

(2) 議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 6 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 7 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 8 号 非農地証明交付申請について

(6) 議案第 9 号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出受理処分
取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	本日の総会は全員の出席をいただいております。本総会は成立をしております。 続いて、農業委員会議事録署名者を指名をいたします。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、4 番の中山委員、5 番の岡委員のご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 6 番から番号 81 番、番号 89 番、90 番については、議席番号 1 番の中田委員さんが関係をする案件のため、先に番号 1 番から 5 番、82 番から 88 番を審議をさせていただきます。 それでは、事務局から説明をお願いをいたします。
事務局	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号 1 番から 5 番、番号 82 番から 88 番について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ・4 ページ・31 ページから 33 ページ、位置図は 1 ページと 4 ページになります。 番号 1 番から 5 番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字潮谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 15 筆の 1 万 4,256 平方メートルで、利用目的は畑で、トマト、キュウリ、レタス等を栽培しております。期間は公告日から令和 14 年 12 月 31 日までの使用貸借及び賃貸借の再設定を行うものです。 次に番号 82 番から 88 番については、利用権の設定を受ける

	者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、浅原字本郷、枇杷ヶ原、桑原で、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は8筆の1万2,419平方メートルで、利用目的は田及び畑で、水稻と里芋などのイモ類を栽培しております。期間は公告日から令和15年12月31日までの使用貸借及び賃貸借の再設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号1番から5番、番号82番から88番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見を願います。 ただいま議案でも説明しましたが、1番から5番を倉本委員さん、82番から88番を安井委員さん、お願いをいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。1番から5番は、1月16日に現地調査を行いました。この場所は、潮原温泉から冠山の登山道へ上がる途中にある土地でありまして、ここは、〇〇という会社が利用設定しているので、再設定でありますから問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
安井推進委員	推進委員の安井です。1月17日、古川委員、事務局2名と現地調査を行いました。82番から88番については、利用権の設定を受ける者が同一であるため、一括説明させていただきます。位置図は4ページとなります。図を見ていただきますと、目標物が少し分かりにくいのですが、右前辺りに浅原市民センターがあります。黄色に色づけされている道があるのですが、それが国道186号線、途中で左折しまして、ずっと行きますと大竹方面に行く道です。186号線、直進しますと、浅原市野地区、それから山口県の秋掛を通過して錦町に行く道になります。86番、網かけのところの下側、南に道路がついているのですが、それをずっと南下していただきますと、整備された圃場が開けてきます。ここが枇杷ヶ原という地区になります。いずれの農地も浅原の本郷地区、枇杷ヶ原地区の圃場整備田、及びその近隣農地であり、所有者が遠方に移住、または高齢化し、耕作が困難となった農地について、〇〇さんが平成24年頃から借り受けて作付されている農地の利用権期間が満了したものを再設定するものです。〇〇さんは、浅原地域で約1.5ヘクタールの農地を耕作されており、地域の中核農業者として耕作放棄地となりかねない農地を集積しながら規模拡大を実行し、地域としても大変期待ができる若いリーダー的な存在です。現地調査のときは、田の粗起こしなど、

	今年の作付準備を進められていることが確認できました。以上 7 件の事案は、ともに問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	大変詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。よく分かりました。 それでは、ただいま地元地区担当委員が意見を述べられましたが、この案件につきまして、異議のある方はご意見をください。お願いします。 ご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第 4 号についてのうち、番号 1 番から番号 5 番、8 2 番から 8 8 番について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 4 号についてのうち、番号 1 番から 5 番、番号 8 2 番から 8 8 番について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第 4 号のうち、番号 6 号から番号 8 1 番、8 9 番、9 0 番について議案とします。 議席番号 1 番の中田委員さんのご退席をお願いいたします。 ＝中田委員 退席＝
議長	それでは事務局から説明をお願いをいたします。
事務局	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号 6 番から 8 1 番、8 9 番、9 0 番について説明させていただきます。 議案書は 5 ページから 3 1 ページ・3 4 ページ、位置図は 1 ページから 3 ページになります。 番号 6 番から 8 1 番、8 9 番、9 0 番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和地域全域で、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 3 7 筆の 2 1 万 1, 3 9 8 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの使用貸借及び賃貸借の設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

	利用集積計画についてのうち、番号６番から８１番、８９番、９０番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 倉本委員さん、全部、６番から８１番、８９番、９０番をお願いをいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。６番から８１番、８９番から９０番について、１月２６日に現地調査を行いました。これも〇〇が借手として再設定するものでありまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。それと、これは機構を通していないのですが、色々な理由があるのですが、代が変わり、なかなか吉和に住む人が少なくなりまして、機構の説明をするのが非常に難しくなりました。それと世代的にいいますと私もそうですが、地域外からの知らない人に貸すには抵抗がある人がかなりいて、誰なのか知らない人に貸すより、知っている法人に貸したいということで直接契約しております。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	そうですね、はい、分かりました。 それでは、地元地区担当委員に意見をいただきました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案番号４号についてのうち、番号６番から８１番、番号８９番、９０番について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４号についてのうち、ただいま申し上げました番号６番から８１番、８９番、９０番について、承認することに決定をいたします。 中田さん、入ってください。 ＝中田委員 復席＝
議長	続きまして、議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請について説

	明させていただきます。 議案書は36ページ、位置図は1ページ・5ページになります。 番号320番、農地の所在地は、吉和字潮谷、登記地目は田です。面積は3筆の2, 306平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方で耕作困難のため、譲受人は勤務地に近く耕作に便利であるためで、無償の所有権移転です。 次に番号8番、農地の所在地は、虫所山字所山、氷水山、登記地目は田及び畑です。面積は3筆の1, 408平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く新たに農業を始めるためで、有償の所有権移転です。なお、こちらの農地は、令和4年12月総会で空き家バンクに附属する農地として承認されたものであります。 以上で、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員さんの意見をお伺いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。320番ですが、320番は前に説明いたしました潮谷と同じ場所にありまして、〇〇さんというのは、随分前に吉和へ住まれておられましたが、ここには遠方だとしてありますが、土地の整理をしたいと思ったのだろうと私自身は考えました。1つは、基盤整備してあるのですが、もう1つはもう原野になっておりまして、そこも管理をするということですから、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、受付番号8番、黒田委員さん。
黒田推進委員	推進委員の黒田です。8番について説明します。1月16日に神鳥委員と事務局1名と3名で現地を調査になりました。地図は5ページですが、四和郵便局というのがあるのですが、そこを挟んで北側と南側、網かけがしてあるところの3筆です。今の譲受人の〇〇さんは、現在、美鈴が丘にいらっしゃいますが、農地の近くの宅地も一緒に買われたので、その家が改修されたらそこに住んで耕作されると思われます。現在、その農地は少し荒れた状態になっており、初めは少し困難かと思いますが、近くで耕作されたらいいことになると思いますし、所山地区は人数も少ないので、こちらへ来られたら非常にいいことだと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	それでは、これについてのご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

	ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第 5 号について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 5 号については許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議案としますが、番号 9 番と 10 番について、議席番号の 2 番の木浦委員さんが関係する案件のため、木浦委員さんのご退席をお願いします。 ＝木浦委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 37 ページ、位置図は 4 ページ・6 ページになります。 番号 9 番、農地の所在地は、浅原字堂ヶ原、登記地目は畑です。面積は 1 筆の 366 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅及び物置として利用するための申請ですが、申請人の先代が農地転用の手続を行わず住宅及び物置として利用していたもので、顛末書が提出されております。 次に番号 10 番、農地の所在地は、津田字中花上、登記地目は田です。面積は 2 筆の 287 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、申請人の先代が農地転用の手続を行わず住宅として利用していたもので、顛末書が提出されております。 以上で、議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 9 番、神鳥委員さん、10 番、古川委員さん、お願いをいたします。
6 番委員	9 番につきましてですが、6 番の古川より報告をいたします。 1 月 17 日に安井推進委員と共に事務局 2 名で現地の確認を行いました。地図は 4 ページとなります。4 ページの地図を見て

	いただきますと、先ほど安井委員からも説明がありましたけれども、浅原地区においては、大体、浅原の中心に近いということで、地図には黄色い筋がありますけれども、これが国道１８６号で、水色のところが小瀬川及び市野川でございます。場所は９番、水色の印がございますけれども、そこになります。周りは住宅が立ち並んでおり、浅原では珍しく住宅が並ぶ光景が見られるところでございます。ここにつきましては、相続の手続を行う中で、農地のまま住宅として使用されていたということで、住宅や物置が建てられております。現在は、これは貸家として利用されておりました、よそから移り住んだ方にここを貸しておられるという建物が建っている場所でございます。これが、約１００年、大昭１０年の建築ということでしたので、１００年間ぐらい現状の状況が続いておりました、現状利用、これにつきましては、もうやむを得ないと考えます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。以上です。
議長	９番、１０番、間違っておりましたね。 今度、神鳥さん、お願いします。
神鳥推進委員	１０番について、神鳥が説明いたします。１月１６日、河野会長、事務局２名、私、計４名で現地を確認いたしました。地図は６ページで、地図６の６ページの印のところ辺りが佐伯支所になります。それを真北に上がっていくと、県道本多田佐伯線で、ずっと行くと湯来温泉方面の道路になります。佐伯支所から約１キロぐらい真北に進んだ位置になります。〇〇さんのお父さんが、約５０年前ぐらいに県道拡張のため農地が減少した時に農地転用申請を怠りました。網かけの上側が母屋となっており、母屋の前を庭敷地、母屋の地図でいうと右側辺りになるのですが、東側に離れを建設されたもので、今回〇〇さんが遺産整理をされる中で農地転用がなされていないと指摘があり、今回の申請であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それに伴い、顛末書が提出されております。よろしく申し上げます。
議長	それでは、議案第６号についての地元担当委員さんの説明がございました。これについて、ご意見等があればお願いをいたします。 ご意見がないようですのでお諮りをいたします。 議案第６号について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第６号について許可することに決定をいたします。 木浦委員、席へお戻りください。

	＝木浦委員 復席＝
議長	それでは、引き続きまして、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 38 ページ・39 ページ、位置図は 7 ページ・8 ページになります。 番号 3 番から 5 番については譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、友田字乙丸の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 5 筆の 3, 360 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 番号 4 番と 5 番は関連議案でございます。 次に番号 6 番、農地の所在地は、上平良字大原の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 7 筆の 1, 663 平方メートルの一時転用申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、工事用現場仮設事務所及び駐車場及び進入路として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず一部進入路として利用しているため、てんまつ書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりまして、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 受付番号 3、4、5 を河井委員さん、6 番を是佐委員さん、お願いします。
11 番委員	11 番の河井です。番号の 3 番、4 番、5 番の申請について、地主は 2 名ですが、譲受人が一緒であり、また、太陽光発電事業を行う目的であるため、まとめて説明をいたします。1 月 18 日、小西委員、事務局 2 名と工事をする業者の説明の下に現地確認をいたしました。地図は 7 ページで、乙丸橋とか友和浄化センターなどがありまして、そこに玖島川が流れております。その近くになります。まず、3 番の周りは〇〇さんの農地であり、別に問題はないものと思います。また、4 番、5 番ですが、4 番の工事を

	するために５番の農地を利用する必要があり、全て一体的に利用します。つまり、４番、５番の３筆の農地にパネル１７０枚を設置します。いずれも周りはフェンスを張り、防草シートを周りだけ貼ります。中のほうは草刈りを年に３回とか４回程度する予定だそうです。４番の一部分は他人の農地と接しておりますので、トラブルのないように、また、管理をよくするようにということでお願いはしておきました。いずれも問題はない申請と思われます。以上です。
議長	続いて、是佐委員さん。
９番委員	９番の是佐です。６番について説明します。１月２４日に登委員、私、事務局２名とで現地を視察いたしました。地図は８ページです。場所は、山陽自動車道の下、上側になって、国道４３３号線のほとりになります。ここは以前、〇〇が駐車場として借りて埋め立てて使っておられたところのように記憶しておりますが、今そこは撤退されまして、荒れ地のままでございました。そこを今度、広池の辺を開発するために事務所及び駐車場として借りられるようです。それでその駐車場へ入るところ、進入路とその入ったところ、駐車場とに、一応借りられるのだと思います。 前は顛末書が提出してございます。大体４年３か月という期間を借りておられるようです。別に今までも駐車場として利用された場所なので、問題はないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、これについての皆さんからのご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第７号について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第７号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第８号 非農地証明交付申請についてを議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第８号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は４０ページから４８ページ、位置図は１０ページから

	13ページになります。 議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されている「議案第8号資料①」も併せてご覧ください。 番号291番から307番、番号7番については関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、上平良及び下平良の各所で、登記地目は田及び畑です。面積は50筆で2万2,664平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 こちらは、昨年5月の総会で説明をいたしました、現在、廿日市市が取り組んでおります新機能都市開発事業の区域内で山林化している農地に対する非農地証明申請でございます。 次に番号1番、農地の所在地は、大野字中山、登記地目は畑です。面積は1筆で721平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第8号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 受付番号291番、登委員さん、受付番号1番、山田委員さん、受付番号7番、登委員さん、お願いをいたします。
登推進委員	推進委員の登です。議案第8号、291番から307番、及び7番については、関連する農地であるため、一括説明させていただきます。位置図は10ページから12ページとなります。 1月17日、是佐委員、事務局、平良丘陵開発土地区画整理組合関係の者2名とで現地調査を行いました。位置は、地図の9ページにこのたびの申請地全域で表しているとおり、宮島サービスエリアから西広島バイパスの間の区域です。この非農地証明申請ですが、先ほど事務局から説明があったように、現在、廿日市市が取り組んでいる新機能都市開発事業の区域内での申請です。 資料①の現地確認写真でも分かるとおり、現地は完全に山林化しており、山深い中を調査しました。近づけるところはできるだけ近づき、無理なところは少し離れた場所から調査をしました。全く境もどこからどこがどなたの区域かというのが、ほとんど現地では分かりません。業者の調べた説明により、確認をして調査をいたしました。中には石積みの続いているところも見受けられ

	ます。当時は耕作されていたものだと思います。しかし、現在は山林化しており、農地に戻すのは困難であり、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続いて、山田委員さん。
10番委員	10番の山田です。1番についてご説明します。地図は13ページです。それから、写真は別冊資料にあります、後ろから2番目の一番下の写真となっております。1月13日に推進委員の吉田委員、それから事務局とで現地を確認いたしました。申請地は30年以上耕作していないということで、雑木が茂っているという山林になっているというところであります。農地として耕作するのは非常に難しいと思われますので、非農地扱いにするのがよいのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま地元地区担当委員の意見を述べていただきました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見がないようですので、お諮りをします。 非農地である旨の証明をすることに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議ないようでございますので、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続きまして、議案第9号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（空き家バンクに附随する農地）について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第9号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（空き家バンクに附随する農地）について説明させていただきます。 議案と一緒に送付しました議案第9号資料①をご覧ください。 空き家バンクに附随する農地については、令和4年12月総会において、定住促進等を図る観点から取得下限面積について1アールで承認をいただいたところです。 新規に空き家バンクに登録された空き家に附随する農地の取得下限面積について承認を求めるものです。 空き家バンクに附随する農地の別段の面積について登録する際には、総会の承認を得ることということで上程しております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。

	ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第 9 号について異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 9 号について説明を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告をいたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は 50 ページ、位置図は 14 ページ・15 ページになります。 今月の報告は、令和 4 年 12 月 13 日から令和 5 年 1 月 10 日までの間に受理した 2 件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号 311 番については、転用計画の変更のため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 質疑がないようですので、報告を終わります。 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は 51 ページ・52 ページ、位置図は 15 ページから 18 ページになります。 今月の報告は、令和 4 年 12 月 13 日から令和 5 年 1 月 10 日までの間に受理した 4 件です。 議案の朗読は省略させていただきます。

	番号２９０番については、譲渡人の先代が農地転用の手続を行わず住宅として利用していたため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 質疑がないようですので、報告を終わります。 続きまして、報告書入りますが、第３号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告をいたします。 事務局からの説明をお願いします。
事務局	報告第３号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。 議案書は５３ページ、位置図は１５ページになります。 今月の報告は、令和４年９月７日に受理処分を行ったものについて、令和４年１２月２７日に処分取消の通知をした１件です。 内容につきましては議案記載のとおりです。 取消事由については、共同住宅の建築をやめたためです。 以上で、報告第３号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑はございますか。 ございませんか。 質疑がないようですので、報告を終わります。 それでは、以上で議案につきましては、本日は終わりにいたします。 慎重審議をいただきましてありがとうございました。 次回、３月７日火曜日の第３回農業委員会総会は、廿日市役所７階 午前１０時から会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いします。 本日はありがとうございました。

(閉会 午前１１時００分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名

する。

令和 5 年 3 月 7 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（4 番委員）

廿日市市農業委員会委員（5 番委員）
